



勧誘・契約が増える秋、

保険金で！

無料で！

格安で！



住宅の『点検商法』に注意！！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金を使える」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられているケロ！
特に台風シーズンは注意が必要だケロ！

【相談事例】

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者が屋根の点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦が割れている。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請サポートをする」と説明され、その場で保険金申請代行の契約をした。後で契約書をよく読むと、「損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は自分でできる。クーリング・オフしたい。



イラスト2点：消費者庁
イラスト集より

《ひとこと助言》

- 保険金申請を前提とした工事の勧誘には応じない
- 勧誘されてもすぐに契約せず、まずは保険会社や代理店に相談する
- 契約する場合は、複数の事業者から見積りをとる
- 損害保険は自然災害などの損害が対象で、経年劣化は対象外。

- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお近くの消費生活相談窓口、または、**『消費者ホットライン188（いやや）番』**に相談してください。

若年者
向け

『STOP! 消費者被害 啓発トークイベント』開催

参加無料

おたまちゃん



若年者の消費者トラブル未然防止のため、高校生・大学生等・社会人（若者）・保護者等を対象に、啓発イベントが開催されます。会場参加のほか、Zoom ウェビナーによるオンラインでも参加できます。自分で考え、選択、行動できる「自立した消費者」になりましょう。

日時：9月30日（土） 15:00～17:00（開場：14:30）
会場：霞城セントラル アトリウム1F（山形市城南町 1-1-1）

プレゼント
もあるよ♪

●会場参加を希望の方は、WEB申込フォームからどうぞ ⇒
定員 130名 申込締切：9月29日（金）



ジャックくん

リアルタイム配信（Zoom ウェビナー）事前申込不要

（Webから参加する場合）

URL：<https://us02web.zoom.us/j/89281169247>
パスコード：311504

（Zoomアプリから参加する場合）

ウェビナーID：892 8116 9247
パスコード：311504



「くらしとおかね講演会」

定員 300名
参加無料 事前申込制

◆◆テレビでおなじみ菊地弁護士の、きっとためになる講演会に参加してみませんか◆◆



日時：10月28日（土）
会場：山形テルサ アプローチ3F（山形市双葉町 1-2-3）
第一部 13:30～14:50 講師：菊地 幸夫 氏
～魅力的な人生のススメ・消費者問題の実態～
第二部 15:00～16:30 講師：戸田 節子 氏
～FPだから伝えられる
この時代を乗り切るための3つのポイント～

お申込み先・お問合せ先
日本FP協会東北ブロック事務所
0120-874-251
平日：10時～17時

電話または右記の
二次元コードより
お申込みください。



【締切 10/23（月）】



9月・10月の消費生活法律相談日

- 9月 6日（水）
- 10月 11日（水）

午後 2時 30分 から
午後 4時 30分 まで

弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約が必要です。



山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

**消費者ホットライン188番も
ご利用ください**

ホームページはこちらから→

